

一般事業主行動計画書

女性が活躍でき、男女共に能力を発揮し長く勤められ、仕事と生活の調和を図り、仕事と子育てを両立させることができるよう、また、全ての職員が働きやすい雇用環境の整備を行うよう、次のように行動計画を策定する。

○ 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

○ 目標と取組内容

目標1:ワークライフバランスの実現に向け時間外労働の平均時間を令和6年度と比較して毎年10%ずつ削減し、計画期間内に30%の削減を目指していく

〈対策〉(R7.4.1～)

- ・時間外労働の原因の分析などを行う
- ・時間外労働の削減を目指し、業務見直し、作業効率の改善を進め、部署全体の最適化を図る

目標2:育児休業制度の周知とともに育児休業に関する情報を提供し、育児休業の取得促進と育児休業取得者の不安軽減や円滑な職場復帰を目指す

〈対策〉(R7.4.1～)

- ・制度周知や利用促進、利用者以外の職員の理解増進を図るため、育児休業・介護休業等各種関連制度及び当法人の関連規定を全職員に周知する
- ・法改正があった際には速やかに就業規則の見直しを行うとともに改正ポイントを全職員に周知する
- ・育児休業に関する相談窓口を事務部に設置する

目標3:出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

〈対策〉(R7.4.1～)

- ・出産・育児事由退職者への再雇用制度を設け、経験者等の人材確保を行っていく
- ・産休育休を取得しやすい環境づくりを進めるため、令和6年度に創設した「産休・育休協力手当」の普及を図る